

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 26年 9月

飯 豊 町

# 目 次

第 1 . 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 .....	1
第 2 . 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 .....	5
個別経営体 .....	5
組織経営体 .....	6
第 3 . 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とす るべき農業経営の指標 .....	8
第 4 . 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する 目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 .....	9
第 5 . 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....	11
第 6 . 農地利用集積円滑化事業に関する事項 .....	23
第 7 . その他 .....	26
別 紙	
1 . 第 4 の 1 ( 1 ) 関係 .....	27
2 . 第 4 の 1 ( 2 ) 関係 .....	28
農業経営基盤の強化のための効率的かつ安定的な経営体について .....	31
営農モデル	
個別経営体 .....	32
組織経営体 .....	35
新たに農業経営を営もうとする青年農業者の個別経営体 .....	36

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 飯豊町は山形県の南西部、西置賜郡の南東部に位置し、東西約18km、南北約32kmと南北に細長い地形を有している。秀峰「飯豊山」と山形県の母なる川「最上川」の源流「白川」を有し、総面積は329.6km<sup>2</sup>でうち約84%が山林で占められている。

耕地は標高210mから240mに位置する豊原地区と添川地区の平野部、240mから260mに位置する豊川地区の中山間部、350m以上440mまでの中津川地区の山間部に大別できる。昭和55年に白川ダムが完成しこのダムを水源とした国営白川農業水利事業により、町内の水田の約73%が潤っている。また、町北部の水田は朝日山系の野川水系が潤している。

気象条件は、越後山脈の内陸に位置するため冬の季節風をまともに受け、県内有数の豪雪地帯である。また、年間の平均気温は10.2（平成25年気象庁高峰）で日変化が大きい。

このような立地条件のもと農業を町の基幹産業と位置付け、特に水稻を基幹作物として畜産、野菜、WCSや飼料作物等の複合経営の農業生産と、Iターン新規就農者による農業経営が盛んになってきている。

今後、認定農業者や新規就農者の育成を進めるとともに、農地中間管理機構による担い手への農地集積を進めると共に、農業の6次産業化による収益の確保を図りつつ地域の農業の発展をめざす。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を基本として、農業・農村の持つ多面的機能を守るとともに、担い手農家に対し支援施策を集中し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図り、農業振興地域整備計画に即し引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 町の農業生産構造は、農家戸数は最近5年間に10戸約11.8%増加し860戸(平成22年農林業センサス)となっており、うち自給的農家は165戸、販売のあった農家は695戸である。

農家を専兼別にみると専業農家は108戸 第一種兼業農家114戸 第二種兼業農家473戸となっており、うち農業を家計の中心に据えている農家は男子生産年齢人口のいる専業農家59戸と世帯主が農業に専従している第一種兼業農家114戸の合計173戸といえる。

一方就業人口の高齢化はさらに深刻になっており、自営農業に主として従事した農業就業人口908人うち60歳以上は664人(73.1%)さらに50歳から59歳までは149人(16.4%)である。新規就農者が毎年数名であるが就農しており、農家戸数の増加となっている。

3. このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものになるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成をめざす。

具体的な経営の指標は、飯豊町及び近隣市町において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、本町の地理的自然的条件を勘案しながら農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり 概ね400万円)年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり 概ね1,900時間)の水準を実現するものとし、またこれらの農業経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4. これまでの経営所得安定対策の一部は、米の直接支払交付金や米価変動補てん交付金など廃止となり、今後は主食用米偏重でなく、麦・大豆・飼料用米など需要のある作物の生産振興が必要となる。意欲のある農業者が、自らの経営判断で作物を選択することとなり、行政による生産数量目標の配分に頼らず、需要に応じた主食用米の生産が行われる環境整備が進められる。

また、農業・農村の持つ多面的機能の発揮については、これまでの「農地・水・環境保全向上対策」である、日本型直接支払(多面的機能支払)により、多面的機能が十分発揮できるよう構造改革が進められ、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減される。このため、本町農業生産の大半を担う経営体を今後も育成し、本町農業の持続的な発展を図る上で重要な施策として、これまでの担い手育成の取組みと併せて的確に対応する必要がある。

5. これらの目標の達成のため、水稻を中心とした土地利用型農業については、農地中間管理機構の活用による連担化した農用地の利用の集積・集約化を図る。

果樹や野菜、花卉等の園芸作物については、周年的な安定生産と既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作物導入の推進と安定的な販路の確保を目指す。

畜産については、産地化・ブランド化にともなう競争に対応できる経営能力に優れた経営体の育成を図り、耕種農家との連携による自給率の拡大によるコストの引き下げ等の省力化、優良家畜の導入による高品質化を推進する。

また、稲作単一経営からの脱却を図ろうとする山間部においては、新規の集団的作目の導入を図るため、指導チームの下に市場関係者等の協力を得てマーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的な振興作目を選定し、その栽培に関する密度の高い指導を行い、水稻と組合せた複合経営の発展に結び付けるよう努める。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

飯豊町の新規就農者は、近年(平成17~21年度)は3人程度で推移してきたが、平成22年以降増加し、平成25年の新規就農者は9人となっている。従来からの基幹作物である畜産・アスパラガスの産地としての生産量の維持・拡大や周年農業を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や山形県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標300人を踏まえ、本町においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人についても継続と増加を目指す。

イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

飯豊町およびその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例として均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり概ね1,900時間)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得は、3に示す年間農業所得(概ね400万円)の5割以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた飯豊町の取り組み

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農・経営定着の段階まできめ細やかに支援していく必要がある。そのため、就農希望者に対して、飯豊町では、飯豊町地域で育てる担い手協議会（以下「担い手協議会」という。）を設立しており、その中で、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については西置賜農業技術普及課（以下「普及課」という。）山形おきたま農業協同組合（以下「おきたま農協」という。）等が連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を支援するために、意欲と能力のある農業者が経営の発展をめざすにあたり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのためには、それぞれの地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しにより専門的な土地利用型農業経営の確保を図るとともに、担い手としての位置付けを明確にし、これらを中心とした生産体制の確立を目指すものとする。

また、一方において担い手の確保の困難な地区においては、集落営農組織等の育成を図り集落営農体制の確立と法人化を目指すものとする。

集落営農体制は地域の実情によって異なるものであり、「人・農地プラン」による地域の話し合いの中で集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にして行くものとし、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行う事などにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や互いの連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構への借受希望申込みや農業委員会を中心とした斡旋活動を一層活発化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を図り、両者を適切に結び付け利用権の設定等を推し進めるとともに、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農地が集積されるよう努める。

さらに、各生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるとともに、農業生産法人等の組織経営体への発展母体としての位置付けも持っており、オペレーターの育成、農作業受託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織に育成するとともに、その経営の効率化を図り体制の整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、集落機能、農村コミュニティの強化を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めて行くこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営体の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下認定農業者）青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）への農用地利用の集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となり関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした構造改善事業や団体営事業等の各種事業の実施に当

っても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者、認定新規就農者へ十分な配慮を行い、事業の実施が認定農業者、認定新規就農者の経営の発展に資するよう、事業計画の策定においては経営体育成の観点から十分な検討を行う。

8. 町は、農林振興課、農業委員会、おきたま農協で構成する指導体制を編成し、普及課の協力を受け、認定農業者(組織経営体を含む。)や認定新規就農者、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等の効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手農家や集落営農組織を対象に、経営診断の実施、営農改善方策の提示先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び講習会等を開催する。

また、稲作単一経営からの脱却を図ろうとする山間部においては、新規の集団的作目の導入を図るため、指導チームの下に市場関係者やJA全農山形園芸作目担当者の協力を得、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的な振興作目を選定し、その栽培に関する密度の高い指導を行い、水稲と組合せた複合経営の発展に結び付けるよう努める。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に飯豊町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、飯豊町における主要な営農類型については次のとおりである。

### 【個別経営体】

(平坦部・中山間部)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単作	作付面積 水稲 =980a 作業受託=400a 大豆団地=420a  経営面積：1800a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1 式</li> <li>・ トラクター(50ps) 1 台</li> <li>・ 田植機(乗用 6 条) 1 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(5 条刈) 1 台</li> <li>・ プロトキスター 1 台</li> <li>・ 軽トラック 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ 育苗ハウス 560 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 29 坪</li> <li>・ 格納庫 20 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全</li> </ul>
水稲 + 畜産 (肥育牛)	作付面積 水稲 =450a 牧草団地=150a  経営面積：600a  飼養頭数 肥育牛=50 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1/3 式</li> <li>・ トラクター(40ps) 1 台</li> <li>・ 田植機(乗用 5 条) 1 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1 台</li> <li>・ 軽トラック 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ ヘイベラー 1/3 台</li> <li>・ マニアシプレッダー 1/3 台</li> <li>・ 育苗ハウス 260 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 20 坪</li> <li>・ 格納庫 20 坪</li> <li>・ 牛舎 100 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 畜産コンタクト活用</li> <li>・ 部門別経営管理能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全</li> <li>・ 農作業環境の改善</li> </ul>
水稲 + 畜産 (酪農)	作付面積 水稲 =210a デントコン団地=90a 飼料畑 =510a  経営面積：810a  飼養頭数 乳牛 =36 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1/3 式</li> <li>・ トラクター(40ps) 1 台</li> <li>・ 田植機(乗用 5 条) 1/3 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/3 台</li> <li>・ トラック(1t) 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ コーンハーベスタ 1 台</li> <li>・ マニアシプレッダー 1 台</li> <li>・ バルククーラー 1 台</li> <li>・ 育苗ハウス 95 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 20 坪</li> <li>・ 格納庫 20 坪</li> <li>・ 牛舎 130 坪</li> <li>・ 堆肥舎 20 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 自己資本の充実</li> <li>・ 部門別経営管理能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全</li> <li>・ 農作業環境の改善</li> <li>・ ヘルパーの導入による週 1 回以上の休日の確保</li> <li>・ 雇用の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畜産 (繁殖)	作付面積 水稲 =350a 牧草 =150a  経営面積：500a  飼養頭数 繁殖 30頭	・育苗関連機械 1/3式 ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(乗用5条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・軽トラック 1台 ・籾乾燥調整施設利用 ・ヘイバーラ 1/3台 ・農作業場 20坪 ・牛舎 60坪	・複式簿記記帳 ・青色申告 ・自己資本の充実 ・部門別経営管理能力の向上 ・経営研修機会の確保	・労働安全 ・農作業環境の改善
水稲 + 露地野菜	作付面積 水稲 =350a アスパラガス=30a きゅうり=50a  経営面積：430a	・育苗関連機械 1/3式 ・トラクター(25ps) 1/2台 ・田植機(乗用5条) 1/2台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1/2台 ・軽トラック 1台 ・籾乾燥調整施設利用 ・動力噴霧機 1式 ・うね立てマルチャー 1台 ・育苗ハウス 130㎡ ・農作業場 20坪 ・格納庫 20坪	・複式簿記記帳 ・青色申告 ・自己資本の充実 ・部門別経営管理能力の向上 ・経営研修機会の確保	・農作業環境の改善 ・休憩時間の確保
水稲 + 施設野菜	作付面積 水稲 =420a トマト =50a (後作刈=50a)  経営面積：470a	・育苗関連機械 1/3式 ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(乗用5条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・軽トラック(1t) 1台 ・籾乾燥調整施設利用 ・うね立てマルチャー 1台 ・トマト栽培関連資材 1式 ・動力噴霧機 1台 ・暖房機 8台 ・育苗ハウス 180㎡ ・農作業場 20坪 ・パイプハウス 1200坪	・複式簿記記帳 ・青色申告 ・自己資本の充実 ・部門別経営管理能力の向上 ・経営研修機会の確保	・農作業環境の改善 ・休憩時間の確保 ・ハウス環境に対応した健康管理
水稲 + 花卉 (ハウス)	作付面積 水稲 =300a 花卉(2作)=20a 大豆 110a  経営面積：430a	・育苗関連機械 1/3式 ・トラクター(25ps) 1/2台 ・田植機(乗用5条) 1/2台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1/2台 ・軽トラック 1台 ・籾乾燥調整施設利用 1台 ・ポットングマシン 1台 ・動力噴霧機 1台 ・暖房機 4台 ・運搬用車 2台 ・除雪機 1台 ・育苗ハウス 160㎡ ・農作業場 20坪 ・パイプハウス 60坪	・複式簿記記帳 ・青色申告 ・自己資本の充実 ・部門別経営管理能力の向上 ・経営研修機会の確保 ・経営役割の体制の明確化	・農作業環境の改善 ・休憩時間の確保 ・ハウス環境に対応した健康管理



【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
稲単作 (主たる農業従事者5名)	作付面積 水稲 = 42ha 大豆 = 18ha 作業受託=20ha  経営面積：80ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1式</li> <li>・ トラクター(40ps) 3台</li> <li>・ 田植機(乗用8条) 3台</li> <li>・ 自脱型コバイン(5条刈) 3台</li> <li>・ トラック(1t) 2台</li> <li>・ ブロードキャスター 2台</li> <li>・ 育苗ハウス 2400㎡</li> <li>・ 農作業場 25坪</li> <li>・ 格納庫 25坪</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ 農地の集積は集落での合意形成を図る</li> <li>・ 1団地 2ha程度の連担化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理担当者を置き経営管理の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時従事者の社会保険加入、施設の充実</li> <li>・ 労働の安全、休憩・休日の確保</li> </ul>
酪農 (主たる農業従事者8名)	作付面積 牧草 =10ha デントコーン=10ha  経営面積：20ha  飼養頭数 搾乳牛 =200頭 育成牛 = 40頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(50ps) 4台</li> <li>・ トラック(2t) 3台</li> <li>・ マニユアスプレッタ 2台</li> <li>・ ブロードキャスター 1台</li> <li>・ ヘイベアラ 3台</li> <li>・ ロータリーモア 2台</li> <li>・ コーンハーベスタ 2台</li> <li>・ フォーレージワゴン 2台</li> <li>・ バキュームカー 1台</li> <li>・ パンクリーナー 1式</li> <li>・ バルカラー(2500l) 2台</li> <li>・ ショベルローダー 1台</li> <li>・ 格納庫 40坪</li> <li>・ 牛舎 950坪</li> <li>・ 堆肥舎 100坪</li> <li>・ 飼料タンク(7t) 4基</li> <li>・ サイロ 1,000㎡</li> <li>・ 搾乳機器 1式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理担当者を置き経営管理の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酪農ヘルパーの利用による休日交代制の確立</li> </ul>

- (注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力の構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者を1人、補助従事者1～2人と示している。なお、平坦部・中山間部・山間部と分類しているが、展開によっては区域が相互することもある。
2. 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間と地域他産業従事者と比べ遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に飯豊町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、飯豊町における主要な営農類型については次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 露地野菜	作付面積 水稲 =350a アスパラガス=30a きゅうり=50a  経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1/3 式</li> <li>・ トラクター(25ps) 1/2 台</li> <li>・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台</li> <li>・ 軽トラック 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ 動力噴霧機 1 台</li> <li>・ うね立てマルチャー 1 台</li> <li>・ 育苗ハウス 130 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 20 坪</li> <li>・ 格納庫 20 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 自己資本の充実</li> <li>・ 部門別経営管理能力の向上</li> <li>・ 経営研修機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業環境の改善</li> <li>・ 休憩時間の確保</li> </ul>
水稲 + 施設野菜	作付面積 水稲 =420a トマト = 50a (後作畑= 50a)  経営面積：470a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1/3 式</li> <li>・ トラクター(25ps) 1 台</li> <li>・ 田植機(乗用 5 条) 1 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1 台</li> <li>・ 軽トラック(1t) 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用</li> <li>・ うね立てマルチャー 1 台</li> <li>・ トマト栽培関連資材 1 式</li> <li>・ 動力噴霧機 1 台</li> <li>・ 暖房機 8 台</li> <li>・ 育苗ハウス 180 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 20 坪</li> <li>・ パイプハウス 1200 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 自己資本の充実</li> <li>・ 部門別経営管理能力の向上</li> <li>・ 経営研修機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業環境の改善</li> <li>・ 休憩時間の確保</li> <li>・ ハウス環境に対応した健康管理</li> </ul>
水稲 + 花卉 (ハウス)	作付面積 水稲 =300a 花卉(2作)=20a 大豆 110a  経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗関連機械 1/3 式</li> <li>・ トラクター(25ps) 1/2 台</li> <li>・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台</li> <li>・ 軽トラック 1 台</li> <li>・ 籾乾燥調整施設利用 1 台</li> <li>・ ホッピングマシン 1 台</li> <li>・ 動力噴霧機 1 台</li> <li>・ 暖房機 4 台</li> <li>・ 運搬用 2 台</li> <li>・ 除雪機 1 台</li> <li>・ 育苗ハウス 160 m<sup>2</sup></li> <li>・ 農作業場 20 坪</li> <li>・ パイプハウス 60 坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳</li> <li>・ 青色申告</li> <li>・ 自己資本の充実</li> <li>・ 部門別経営管理能力の向上</li> <li>・ 経営研修機会の確保</li> <li>・ 経営役割の体制の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業環境の改善</li> <li>・ 休憩時間の確保</li> <li>・ ハウス環境に対応した健康管理</li> </ul>

(注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力の構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者を1人、補助事業者1～2人として示している。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：90% なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地中間管理機構、農地集積円滑化団体、農業委員会による斡旋等により、農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

- (注) (1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業(水稻については耕起・代掻き、田植え、収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫およびこれらに準じる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェア目標である。
- (2) 目標年次は概ね10年先とする。

### 2. その他農用地の利用関係の改善に関する目標

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町の平坦部・中山間部では、水稻・大豆・アスパラを主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営の農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部では、農業後継者の減少が続く中、認定農業者や農業生産法人の組織化により、水稻を主体とした農地の利用集積が進んできたが、山間部の地理的条件等もあり、農作業の効率化が困難な状況にある。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、地域ごとの「人・農地プラン」の作成や定期的な見直しと、農地中間管理機構等の活用により、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

具体的な農地の利用については、これまでの水稻・大豆・アスパラ等の土地利用型農業と共に、畜産農家と連携したWCS(ホールクロップサイレージ)・飼料用米や飼料作物栽培による農地の利用推進や、果樹栽培による農地の利用促進などの新たな分野への取組みについても支援を拡大する必要がある。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取り組み方針及び関係機関及び関係団体との連携等

町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び飯豊町農業振興協議会、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等による連携体制を整備する。

[ 農地利用のビジョンの実現を図るための施策 ]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
農地利用集積事業	全地区	H26年～35年	農地集積面積 1,858ha

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2で示した営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、第3で示した農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、第1で述べたように極力連担した形での農地の集積に対する取組が従来にも増して必要になっている。

そのため町は、山形県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、飯豊町の農業の地域特性、すなわち稲作を中心としつつ複合経営等の多様な農業生産の展開や、兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて以下の方針に沿って、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとし、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定制度の積極的な活用を図る。

なお、農業経営改善計画の認定を受け、その期間を満了するものに対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

### 利用権設定等促進事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア．利用権設定等促進事業に関しては、将来所有権移転による農地の流動化はあまり期待できないと予想されることから、農地銀行等を積極的に活用し利用権設定の促進に努める。
- イ．農地利用集積円滑化事業については、本町における農地利用集積円滑化団体との連携による効率的かつ安定的な農業経営への農用地の面的集積を促進する。
- ウ．農地利用改善事業については、特に中山間地域を対象に積極的に取り組み、農用地利用改善団体及び地域営農集団の活発化を図り、中山間地域における農用地の有効利用を促進する。
- エ．作業の受委託については、既存の農業機械利用組合及び法人による受委託を積極的に促進し、さらに新規農業機械利用組合及び法人の組織化を推進し、農作業受委託体系の確立を図る。
- オ．農業従事者の育成に関しては、特に担い手の育成に力を注ぎ将来が期待される就農者については、長期にわたる自主的な技術研修等の支援を行い意欲ある農業者に対しても積極的に支援を行い育成する。
- カ．新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については、第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもとに推進する。
- キ．農業経営基盤の強化については、カントリーエレベーター、ライスセンターなどの積極的な利用を図り、大規模農家の育成、低コスト農業の確立及び品質の均一化・高品位化を図る。さらに、町は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての周知に努め、必要に応じ指導、助言を行う。

## 1. 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は養畜の事業を行う個人(法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農業生産法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合は必要に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地として利用することが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜事業を行うと認められること。

(イ) 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる、青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その者が利用件の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(個人及び法人)が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発し

た場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ.その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ.その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

からに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

農業経営の受委託に係る利用権の設定については、に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態を取ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準および支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

町は開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設置等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

町はの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準にしたがって許可しうるものであること。

(ウ) 当該開発計画の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農用地利用集積計画を定める。

町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された権利の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用

集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする権利の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

飯豊町農業委員会は認定農業者若しくは認定新規就農者で権利の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、飯豊町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

、及び に定める申し出を行う場合において（4）の に規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

町は、（5）の の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

町は、（5）の 、及び の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体からの申し出が合った場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、 に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。



## (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

に規定する者に 規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。) 始期(又は移転の時期) 存続期間(又は残存期間) 借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法) 利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を町長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者の農業経営の状況

## (8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の 規定する土地ごとに(7)の 規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

## (9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

なお、町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

## (10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

## (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

## (12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

## (13) 農用地利用集積計画の取消し等

町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア．その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア．(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ． の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

町は、 の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

町が の規定による公告をしたときは、 の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

## 2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 町、町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、実施するにあたっては、「人・農地プラン」における農地集積計画の作成を支援するとともに、作成を通じ農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 農地中間管理機構、町、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

## 3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条

件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### （３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （４）農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ．農用地利用改善事業の実施区域
- ウ．作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
- エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ．その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。

### （５）農用地利用規程の認定

（２）に規定する区域をその他区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

- ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ（４）の のエ．に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ．農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

町は の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

から までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### （６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

（５）の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれるこ

と、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア．特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

町は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の の認定をする。

ア． のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合において、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勸奨等

（5）の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

町は、（5）の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及課、農業委員会、おきたま農協、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

おきたま農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化

地域及び作業ごとの事情に応じた部分作業受委託から全面作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

##### (2) おきたま農協による農作業の受委託のあっせん等

おきたま農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

##### (1) 担い手人材育成の方針

効率的かつ安定的な農業経営を育成するには、安定的な基幹作物をベースに高収益の品目を経営に取り入れた農地の有効利用と労働の配分を的確にした労務管理がなされなければならない。

カントリーエレベータ、ライスセンター等の近代化施設の有効利用によるコストの低減と、実践的研修、経営指導、簿記記帳等の講習を実施し、経営管理、労務管理のできる人材の育成を図る。

また、女性の能力を十分に発揮できる経営と事業の推進も図らなければならない。このため女性学塾等を主催し講習会や研修会を通し女性の能力活用等を積極的に推進する。

##### (2) 担い手の就農環境条件整備

若い担い手の就農環境は、他産業からみれば休日制、給料、退職金等の労働条件、農村生活環境の立ち遅れ等に憂慮するものがある。

現在、生活環境においてはある程度の行政でのこ入れ等による改善も見うけられるが、問題は生産性も含めた労働条件の改善によるものと思われる。

まず、生産基盤については、周年農業を目指した複合経営の確立であり、地域特性を生かした作目の選定である。

次に、家族協定等による条件の確立であろう。アンケート調査によると親子間で取り決めたいものの1位は給料であり次に休日となっており、他産業並の体制が望まれている。また仲間づくりも大きなウエートを占めており、同じ悩みや技術の習得等、仲間同士が語り合える環境の整備も重要な課題である。

農業は創意工夫に富んだ魅力ある職業との認識を意識づけし、新しい農業経営の環境づくりこそ若い農業後継者、担い手の創出につながるものと思われる。

したがって、経営改善の目標をしっかりと示し、関係者、関係団体が連携を強化して取り組むもの

とする。

### (3) 農業従事者の安定確保

本町の農業が、多くの兼業農家のもとに成り立っていることは否めない事実である。しかし、今後農業が大規模化、集約化が進むにつれ専従的農業従事者の絶対数が不足してくることが予想される中、経営者としての経営感覚が必要になってくる。

土地利用型農業においては、草刈り、水管理等の補助的な作業は農地の出し手に依頼したり、軽作業等は高齢者に委託することも考えなければならない。

集約型農業においては、できる限りシルバー人材及び女性労働力の利用を考えていく。すなわち、休日制ヘルパー制の導入と併せ、高齢者、非農家の労働力を活用するシステムの整備が必要となる。

## 6. 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

#### 受入環境の整備

農業支援センターや普及課、おきたま農協などと連携しながら、担い手協議会による就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、町の支援制度や空き家に関する情報）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家と連携して、高校生や大学生からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

就農希望者に対し、本県農業の魅力積極的に伝えていくため、様々な機会を活用してPR活動を行うとともに、ホームページ等による情報発信を行う。また、都市圏で開催される就農相談会に積極的に参加し、就農希望者からの相談に対応する。

さらに、就農希望者のニーズに合わせた農業体験メニューの充実により、就農意欲を醸成していく。

#### 中期的な取組み

生徒、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなりよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

#### 農業者に関する情報の共有と一貫して指導支援

町が主体となって山形県農業大学校や普及課、農業委員、指導農業士、おきたま農協と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況を記入・共有する。また、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### 就農初期段階における地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直し話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町の新規就農者交流会（風土会）への参加を促すとともに、飯豊町認定農業者協議会との交流会を設ける。また、おきたま農協、町商工観光課、商工会などと連携して町内直売所や集荷場への出荷アドバイスを行うなどして生産物の販路の確保を支援する。

#### 経営力向上に向けた支援

に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、普及課による地域直売ネットワーク等の加入の仲介やその交流を促進する。また、おきたま農協が運営する直売施設への出荷の促進、

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会の機会の提供などによりきめ細やかな支援を実施する。

#### 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等との役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については山形県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及課、おきたま農協、町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たり、現在まで取組んできた農業生産基盤の整備をさらに推進しながら、農業経営基盤の強化に努め、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

町は、農業生産基盤整備、農業近代化施設整備、生活環境整備等の各種事業を推進し、複合経営の推進、環境にやさしい農業の展開を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備に努める。

町は、農村のもつ自然と景観を大切にしながら各種事業を推進し、農業・農村のもつ公益的効果を失うことのない健全な発展によって、活力ある安定的な農業経営の育成に努める。

町は、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策への積極的な取組により、水稲と畑作を組合せた望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつも、地域の合意形成の中から土地利用の見直しを通じ農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

農業集落排水事業の推進により、農村生活環境の改善を進め、定住条件の整備を図りながら農業の担い手の確保に努める。

町は、地域の農業の振興に関するその他施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

### (2) 推進体制

#### 事業推進体制

町は、町の職員、農業委員会、普及課等の職員、おきたま農協、白川・野川各土地改良区、農地流動化推進員、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

飯豊町構造政策推進会議はこのような検討結果を踏まえ、今後10年間にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を

強力に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、おきたま農協、白川・野川土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することになるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。



## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

町の平坦部・中山間部の豊原・添川・豊川地域では、水稻・大豆・アスパラを主体とする土地利用型農業が展開されており、認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られたが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

担い手がこのような状況の中で、将来にわたって豊原・添川・豊川地域の農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

次に町の山間部の中津川地域では、農業後継者の減少が続く中、認定農業者や農業生産法人の組織化により、水稻を主体としたの農地の利用集積が進んできたが、山間部の地理的条件等もあり、農作業の効率化が困難な状況にある。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

### 2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

町における農地利用集積円滑化事業は、森林地域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うこととする。

### 3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア．農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ．アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ．その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア．農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ．農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ．農用地等の管理に関する事項

エ．その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

事業実施地域に関する事項

事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

町は、町内の「人・農地プラン」を区域として農地中間管理事業を行う、農業支援センターとの連携の下に、普及啓発活動を行うことにより同センターが行う事業の実施の促進を図る。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付け等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付け等の相手方が農地中間管理機構を通じた転貸等を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申し込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、町が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、県、県農業会議、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と連携して農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及活動に努めるものとする。さらに、農用地等の所有者の利用に資するため、農業委員会の協力を得て相談窓口を設置する。

農地利用集積円滑化団体は、委任の申し込み及び買入れ又は借り受けた農用地等を事業実施地域のいずれの者に面的にまとまった形で貸し付けるか等について、農業委員会と連携・調整を図ることとし、農業委員会は農業者から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合は、必要に応じて農地利用集積円滑化団体と調整を図ることとする。

## (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。)第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。

町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、の承認をするものとする。

ア．基本構想に適合するものであること。

イ．事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を凶るうで支障が生ずるものでないこと。

ウ．認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ．次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に凶るための基準を有していること。

オ．農地利用集積円滑化事業を行うに当って、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が凶られると認められるものであること。

カ．農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ．農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供する土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

町は、の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

からまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

及びの規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

## (8) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

町は、農地利用集積円滑化団体が、次に掲げる事項に該当するときは、(7)のの規定による承認を取り消すことができる。

ア．農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合に

っては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ．農地利用集積円滑化団体が の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ．農地利用集積円滑化団体が の規定による命令に違反したとき。

町は、 の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。

#### (9) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

町が の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(7)の に掲げる要件に該当するものとする。

町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。

及び の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成 7年 3月 9日から施行する

この基本構想は、平成12年 9月 8日から施行する。

この基本構想は、平成20年 1月24日から施行する。

この基本構想は、平成22年 6月 1日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 の ( 1 ) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- ( 1 ) 地方公共団体 (対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 農業協同組合等 (農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社 (農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権等の設定を受ける場合

..... 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ) として利用するための利用権の設定等を受ける場合

..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ( 2 ) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人 (農業生産法人である場合を除く。) 又は生産森林組合 (森林組合法 (昭和 53 年法律第 36 号) 第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)

(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

対象土地を混牧林野として利用するため利用権の設定等を受ける場合

..... その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ( 3 ) 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 2 条第 2 項各号に掲げる事業 (同項第 6 号に掲げる事業を除く。) を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令 (昭和 36 年政令第 346 号) 第 1 条第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる法人 (それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

..... その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 ( 第 4 の 1 ( 2 ) 関係 )

農用地 ( 開発して農用地とすることが適当な土地を含む。 ) として利用するため利用権 ( 農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。 ) の設定又は移転を受ける場合

存続期間 ( 又は残存期間 )	借賃の算定基準
<p>1 . 存続期間は 3 年 ( 農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間 ) とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て 3 年とすることが適当でないとは認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第 6 の 3 の (1) によるものとする。</p> <p>2 . 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 . 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 ( 又は移転 ) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 ( 又は残存期間 ) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 . 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 . 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近隣の賃借がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃借の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 . 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 . 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借り賃はそれを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>

借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 . 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 . 1 の支払は、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 . 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払を履行するものとする。</p>	<p>1 . 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 ( 又は移転 ) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 . 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 ( 又は移転 ) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申し出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準
の に同じ。	1．混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときはその農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3．開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、の の3と同じ。

借賃の支払方法	有益費の償還
の に同じ。	の に同じ。

農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

存続期間	損益の算定基準
の に同じ。	1．作目等ごとに、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2．1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

損益の決済方法	有益費の償還
の に同じ。この場合において、の 中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	の に同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

所有権の移転の時期

<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権を移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>
---



## 農業経営基盤の強化のための効率的かつ安定的な経営体について

1. 飯豊町の農用地面積 田 2,080ha 畑 260ha 計 2,340ha  
(山形農林水産統計年報 H23~24)
2. 農地法、基盤強化法による現在の受委託面積 460ha (H26.7実績)
3. 作業受託面積 158ha (H26.7実績)
4. 類型毎の目標

分類	地 形	営農累計	経営規模	目標戸数	予定面積	現在の耕作規模	集積予定面積
	平坦・中山間部	水稲+大豆+作業受託	18.00ha	45戸	810.0ha	437.1ha	372.9ha
		水稲+畜産(肥育)	6.00ha	40戸	240.0ha	197.8ha	42.2ha
		水稲+畜産(酪農)	8.10ha	6戸	48.6ha	28.2ha	20.4ha
		水稲+畜産(繁殖)	5.00ha	15戸	75.0ha	35.5ha	39.5ha
		水稲+露地野菜	5.00ha	46戸	230.0ha	195.0ha	35.0ha
		水稲+施設野菜	6.00ha	8戸	48.0ha	18.1ha	29.9ha
		水稲+施設花卉	4.30ha	8戸	34.4ha	31.1ha	3.3ha
	山間部	水稲+山菜	8.70ha	5戸	43.5ha	31.6ha	11.9ha
		水稲+野菜(ハク)山菜+畜産(繁殖)	5.80ha	5戸	29.0ha	16.2ha	12.8ha
	組織経営体	水稲+大豆+作業受託	50.00ha	5戸	250.0ha	116.8ha	133.2ha
XI		酪農	25.00ha	2戸	50.0ha	57.8ha	0ha
合 計				180戸	1,858.5ha	1,165.2ha	701.1ha

平成36年度の農用地面積を 2,065 ha とする  
シェア 1,858ha / 2,065ha = 90%

## 年間農業所得について

他産業従事者の勤労所得と生涯所得に遜色ない水準の所得として、基本構想の専従的農業従事者1人当たりの目標年間農業所得を400万円程度として設定する。

尚、新たに農業経営を営もうとする青年等は、農業経営開始から5年後には、目標年間所得の5割程度として設定する。

## 年間労働時間について

国においては、勤労者の労働時間を1,800時間を目標に労働時間の短縮をはかっているが、農業の特殊性を考え基本構想の目標年間総労働時間を

週労働時間38時間×50週の1,900時間とする。

# 効率的かつ安定的な農業経営の営農モデル

## 【個別経営体】 (平坦部・中山間部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲単作 家族労働力=1.0人	作付面積 水稲 = 980a 大豆団地= 420a 作業受託=400a  経営面積: 1800a 自作地 1,000a 借地 400a 作業受託 400a	水稲	粗収益 11,760 千円 経費 10,227 千円 農業所得 1,533 千円 所得率 13 %	4,379 千円	1,733hr
		大豆	粗収益 4,578 千円 経費 2,927 千円 農業所得 1,651 千円 所得率 36 %		
		受託	粗収益 1,556 千円 経費 361 千円 農業所得 1,195 千円 所得率 77 %		
水稲 + 畜産(肥育牛) + 飼料作物 家族労働力=1.2人	作付面積 水稲 = 450a 牧草 =150a (飼養頭数 肥育牛=50頭  経営面積: 600a 自作地 600a	水稲	粗収益 5,400 千円 経費 4,878 千円 農業所得 522 千円 所得率 10 %	4,272 千円	1,873hr
		肥育牛	粗収益 28,500 千円 経費 23,649 千円 農業所得 4,853 千円 所得率 17 %		
		飼料作物	粗収益 577 千円 経費 793 千円 農業所得 216 千円 所得率 %		
水稲 + 畜産 (酪農) 家族労働力=1.9人	作付面積 水稲 =210a デントコーン = 90a 飼料畑 =510a 飼養頭数 乳牛 =36頭  経営面積: 810a 自作地 810a うち水田 300a うち畑 510a	水稲	粗収益 2,520 千円 経費 2,769 千円 農業所得 249 千円 所得率 %	4,103 千円	1,958hr
		酪農	粗収益 28,224 千円 経費 17,194 千円 農業所得 10,030 千円 所得率 39 %		
		デントコーン	粗収益 347 千円 経費 3,331 千円 農業所得 2,984 千円 所得率 %		
水稲+畜産(繁殖牛) 家族労働力=1.6人	作付面積 水稲 = 350a 牧草 = 150a 飼養頭数 繁殖牛 =30頭  経営面積: 500a 自作地 500a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,720 千円 農業所得 480 千円 所得率 11 %	4,071 千円	1,625hr
		繁殖牛	粗収益 12,150 千円 経費 5,630 千円 農業所得 6,520 千円 所得率 54 %		
		牧草	粗収益 495 千円 経費 981 千円 農業所得 486 千円 所得率 %		

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲 + 露地野菜 家族労働力=1.2人	作付面積 水稲 = 350a アスパラガス= 30a きゅうり= 50a  経営面積 = 430a 自作地 430a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,261 千円 農業所得 939 千円 所得率 22 %	4,016 千円	1,974hr
		アスパラガス	粗収益 1,104 千円 経費 567 千円 農業所得 537 千円 所得率 49 %		
		きゅうり	粗収益 13,011 千円 経費 8,304 千円 農業所得 4,707 千円 所得率 36 %		
水稲 + 施設野菜 家族労働力=1.2人	作付面積 水稲 =420a トマト = 50a トマト後作に メロン= 50a  経営面積 : 470a 自作地 470a	水稲	粗収益 5,040 千円 経費 4,209 千円 農業所得 830 千円 所得率 16 %	3,718 千円	2,651hr
		トマト	粗収益 11,017 千円 経費 8,592 千円 農業所得 2,425 千円 所得率 22 %		
		メロン	粗収益 6,367 千円 経費 5,161 千円 農業所得 1,206 千円 所得率 19 %		
水稲 + 花卉(ハウス) 家族労働力=1.3人	作付面積 水稲 =300a 花卉(2作)=20a 大豆 =110a  経営面積 430a 自作地 430a	水稲	粗収益 3,600 千円 経費 2,839 千円 農業所得 761 千円 所得率 21 %	4,068 千円	2,677hr
		花壇苗	粗収益 3,197 千円 経費 2,529 千円 農業所得 667 千円 所得率 21 %		
		プリムラ・ホリ アサ	粗収益 10,172 千円 経費 6,438 千円 農業所得 3,734 千円 所得率 37 %		
		大豆	粗収益 1,199 千円 経費 1,071 千円 農業所得 127 千円 所得率 11 %		

【個別経営体】  
(山間部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稻 + 山菜 家族労働力=1.7人	作付面積 水稻 =350a 山菜(たらの芽) =150a 作業受託=370a 経営面積：870a 自作地 500a 作業受託 370a	水稻	粗収益 4,200 千円 経費 3,529 千円 農業所得 671 千円 所得率 16 %	4,062 千円	2,091hr
		たらの芽	粗収益 12,495 千円 経費 6,732 千円 農業所得 5,763 千円 所得率 46 %		
		作業受託	粗収益 1,439 千円 経費 968 千円 農業所得 471 千円 所得率 33 %		
水稻 + 野菜(ハウ) + 畜産(繁殖牛)	作付面積 水稻 =280a 野菜(畑) = 40a 牧草 =20a たらの芽 = 60a 牧草(畑) = 180a 飼養頭数 繁殖牛 =32 頭 経営面積：580a 自作地 580a うち水田 400a 畑 180a	水稻	粗収益 3,360 千円 経費 3,025 千円 農業所得 335 千円 所得率 10 %	4,158 千円	2,435hr
		畑	粗収益 5,094 千円 経費 3,488 千円 農業所得 1,606 千円 所得率 32 %		
		牧草	粗収益 660 千円 経費 631 千円 農業所得 29 千円 所得率 4 %		
		たらの芽	粗収益 4,998 千円 経費 2,815 千円 農業所得 2,183 千円 所得率 44 %		
		繁殖牛	粗収益 6,075 千円 経費 2,744 千円 農業所得 3,331 千円 所得率 55 %		

【組織経営体】

(平坦部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲単作 (主たる農業従事者 5名)	作付面積 水稲 =42ha 大豆 =18ha 作業受託=20ha  経営面積：80ha 自作地 20ha 借地 40ha 作業受託=20ha	水稲	粗収益 50,400 千円 経費 40,290 千円 農業所得 10,110 千円 所得率 20 %	4,328 千円	1,631hr
		大豆	粗収益 22,590 千円 経費 16,274 千円 農業所得 6,315 千円 所得率 28 %		
		作業受託	粗収益 8,020 千円 経費 2,807 千円 農業所得 5,213 千円 所得率 65 %		
酪農 (主たる農業従事者 8名)	作付面積 牧草 =15ha テンコソ =10ha  飼養頭数 搾乳牛 =200 頭 育成牛 = 40 頭  経営面積：20ha 自作地 10ha 牧草地 15ha	酪農	粗収益 146,900 千円 経費 105,288 千円 農業所得 41,612 千円 所得率 28 %	4,005 千円	2,174hr
		テンコソ	粗収益 4,050 千円 経費 7,669 千円 農業所得 3,619 千円 所得率 %		
		牧草	粗収益 0 千円 経費 5,748 千円 農業所得 5,748 千円 所得率 %		

【新たに農業経営を営もうとする青年等農業者の個別経営体】

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稻 + 露地野菜 家族労働力=1.2人	作付面積 水稻 = 350a アスパラガス=30a きゅうり=50a 経営面積 = 430a 自作地 430a	水稻	粗収益 4,200 千円 経費 3,261 千円 農業所得 939 千円 所得率 22 %	4,016 千円	1,974hr
		アスパラガス	粗収益 1,104 千円 経費 669 千円 農業所得 435 千円 所得率 39 %		
		きゅうり	粗収益 10,842 千円 経費 7,396 千円 農業所得 3,445 千円 所得率 32 %		
水稻 + 施設野菜 家族労働力=1.2人	作付面積 水稻 = 420a トマト = 50a トマト後作に メロン = 50a 経営面積 : 470a 自作地 470a	水稻	粗収益 5,040 千円 経費 4,209 千円 農業所得 830 千円 所得率 16 %	3,718 千円	2,651hr
		トマト	粗収益 11,017 千円 経費 8,592 千円 農業所得 2,425 千円 所得率 22 %		
		メロン	粗収益 6,367 千円 経費 5,161 千円 農業所得 1,209 千円 所得率 19 %		
水稻 + 花卉(ハズ) 家族労働力=1.3人	作付面積 水稻 = 300a 花卉(2作)=20a 大豆 = 110a 経営面積 430a 自作地 430a	水稻	粗収益 3,600 千円 経費 2,839 千円 農業所得 761 千円 所得率 21 %	4,068 千円	2,677hr
		花壇苗	粗収益 3,197 千円 経費 2,529 千円 農業所得 667 千円 所得率 21 %		
		プリムラ・ホリ アサ	粗収益 10,172 千円 経費 6,438 千円 農業所得 3,734 千円 所得率 37 %		
		大豆	粗収益 1,199 千円 経費 1,071 千円 農業所得 127 千円 所得率 11 %		

新に農業経営を営もうとする青年等の農業開始から5年後には、下表で示す農業所得目標の5割程度を目標とする。